

- 七 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- 八 研修管理委員会を設置していること。
- 九 プログラム責任者を適切に配置していること。
- 十 適切な指導体制を有していること。
- 十一 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。
- 十二 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
- 十三 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。
- 十四 研修医に対する適切な待遇を確保していること。
- 十五 協力型臨床研修病院として研修医に対し臨床研修を行った実績があること。
- 十六 協力型臨床研修病院又は研修協力施設（病院又は診療所に限る。）と連携して臨床研修を行うこと。
- 十七 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。
- 十八 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院が次項各号に掲げるものとする。
- 一 前項第一号、第二号、第六号、第七号、第十号、第十二号及び第十四号に適合していること。
- 二 基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院が法第十六条の二第三項各号に適合していること。
- 三 都道府県知事は、第四条第一項（第五条の規定により準用する場合を含む。）の申請があつた場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。
- 一 第十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過していないこと。
- 二 その開設者又は管理者に医事に関する犯罪又は不正の行為があり、臨床研修を行うことが適当でないと認められることがある。
- 三 外国への病院を外国臨床研修病院に指定しようとする場合において、法第十六条の二第三項第

- 四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、厚生労働大臣は、同項第三号に掲げる事項については、当該提出に係る受入病院の状況を併せて考慮するものとする。
- 一 第二条に規定する臨床研修の基本理念について、つとめた研修プログラムを有していること。
- 二 医療法施行規則第十九条第一項第一号に規定する員数の医師を有していること。
- 三 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
- 四 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
- 五 適切な指導体制を有していること。
- 六 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
- 七 研修医に対する適切な待遇を確保していること。
- 八 外国への病院が臨床研修を行うことが適当でないと認められるときは、当該指定をしてはならない。
- （指定の通知）
- 第六条の一 都道府県知事は、臨床研修病院の指定をしたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。（研修管理委員会等）**
- 第七条 基幹型臨床研修病院の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならぬ。**
- 一 当該病院の管理者又はこれに準ずる者
- 二 当該病院の事務部門の責任者又はこれに準ずる者
- 三 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者
- 四 当該病院に係る臨床研修病院群を構成するすべての関係施設の研修実施責任者（当該施設における臨床研修の実施を管理する者をいう。）

- （研修プログラムの変更等）
- 第九条 基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合（臨床研修の目標、臨床研修を行う分野、当該分野ごとの研修期間及び臨床研修を行う病院並びに研修医の募集定員により准用する場合を含む。）の申請があつた場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。**
- 一 第十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過していないこと。
- 二 その開設者又は管理者に医事に関する犯罪又は不正の行為があり、臨床研修を行うことが適当でないと認められることがある。
- 三 外国への病院を外国臨床研修病院に指定しようとする場合において、法第十六条の二第三項第

- 四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、厚生労働大臣は、同項第三号に掲げる事項については、当該提出に係る受入病院の状況を併せて考慮するものとする。
- （変更の届出）
- 第八条 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。**
- 一 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 管理者の氏名
- 三 名称
- 四 診療科名
- 五 プログラム責任者
- 六 指導医及びその担当分野
- 七 研修医の処遇に関する事項
- 八 その他臨床研修の実施に関し必要な事項
- 九 研修協力施設と共に臨床研修を行う場合にあっては、当該研修協力施設に係る第一号から第三号まで、第七号及び前号に掲げる事項（当該研修協力施設が医療機関である場合にあっては、これらに加えて、第四号に掲げる事項）並びに研修医の指導を行う者及びその担当分野
- （前項の規定は、協力型臨床研修病院に関する変更の届出について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「同条第一項各号に掲げる事項を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者をその担当分野」とあるのは「次に掲げる事項（第九号に掲げる事項を除く。）と、「都道府県知事」とあるのは「共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して都道府県知事」と読み替えるものとする。）
- （研修プログラムの変更等）
- 第十条 臨床研修病院は、第四条若しくは第五条において準用する第四条の規定により提出し、又は前条の規定により届け出た研修プログラム以外の研修プログラムに基づいて臨床研修を行つてはならない。**
- （臨床研修病院の行う臨床研修）
- 第十二条 臨床研修病院の管理者は、研修医の募集を行おうとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。**
- 一 研修プログラムの名称及び概要
- 二 研修医の募集定員並びに募集及び採用の方
- 三 研修医の処遇に関する事項
- 四 臨床研修病院の指定について申請中である場合には、その旨

五 研修プログラムについて、第九条の届出を行つた場合（当該届出を行おうとしている場合を含む。）には、その旨記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

六 その他臨床研修の実施に関する必要な事項（報告）

第十二条 基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年四月三十日までに、当該病院に関する次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 医師の員数

二 救急医療の提供の実績

三 前年度の診療科ごとの入院患者及び外来患者の数

四 前年度の病床の種別ごとの病床数及び平均在院日数

五 前年度の臨床病理検討会の実施状況

六 臨床研修の実施に關し必要な施設及び設備の状況

七 研修管理委員会の構成員と開催回数

八 前年度の臨床研修を修了した研修医の数

九 現に受け入れている研修医の数

十 次年度の研修医の募集定員並びに募集及び採用の方法

十一 その他臨床研修の実施に關し必要な事項

十二 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合であつて、当該研修協力施設が医療機関であるときは、当該研修協力施設に係る第二号から第六号まで及び第十号に掲げる事項

十三 前年度の臨床研修病院群を構成する病院相互間の連携状況

前項の規定は、協力型臨床研修病院の報告について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項を記載した報告書を」とあるのは、「第一号から第十号までに掲げる事項を記載した報告書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

（指定の取消し）

第十三条 都道府県知事は、臨床研修病院が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第四項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができる。

一 法第十六条の二第三項各号の基準に適合しなくなつたとき。

二 二年以上研修医の受入がないとき。

三 協力型臨床研修病院にのみ指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。

五 第七条から第十二条までの規定に違反したとき。

六 その開設者又は管理者が法第十六条の四第一項の指示に従わないとき。

(指定の取消しの申請)

第十四条 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 指定の取消しを受けようとする理由

二 指定の取消しを受けようとする期日

三 現に臨床研修を受けている研修医があるときは、その者に対する措置

四 臨床研修を受ける予定の者があるときは、その者に対する措置

五 都道府県知事は、前二項の申請があつた場合において、当該臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認めるときは、その指定を取り消さなければならない。

(指定の取消しの通知)

第十五条 都道府県知事は、臨床研修病院の取消しをしたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(定員の通知)

第十六条 都道府県知事は、法第十六条の三第三項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の四月三十日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならない。

2 法第十六条の三第五項の規定により厚生労働大臣に対して通知する内容は、研修医の定員のほか、当該定員の算定方法を含むものとする。(報告の微収等)

第十七条 都道府県知事は、臨床研修病院群については、基幹型臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修病院に関する法第十六条の四第一項の報告の微収又は必要な指示をすることができる。

都道府県知事は、臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が法第十六条の二第三項各号に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し特に必要があると認める場合には、臨床研修病院の開設者は管理者に対し、当該者の同意を得て実地に調査を行い、若しくはその業務に関する所要の報告を求め、又は必要な措置をとるべきことを請求することができる。

都道府県知事が法第十六条の四第一項の報告の徴収若しくは必要な指示又は第二項の実地調査を行った場合は厚生労働大臣に、厚生労働大臣が前項の実地調査若しくは報告の徴収又は必要な措置をとるべきことの請求を行った場合は都道府県知事に、その内容について通知するものとする。

(臨床研修の中断及び再開)

第十八条 研修管理委員会は、研修医が臨床研修を継続することが困難であると認める場合には、当該研修医がそれまでに受けた臨床研修による当該研修医の評価を行い、基幹型臨床研修病院の管理者に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができる。

基幹型臨床研修病院の管理者は、前項の勧告に応じて、速やかに、当該研修医に対して、当該研修医に関する次に掲げる事項を記載した臨床研修中断証を交付しなければならない。

一 氏名、医籍の登録番号及び生年月日
二 中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

三 臨床研修を行つた臨床研修病院(研修協力施設)と共同して臨床研修を行つた場合にあつては臨床研修病院及び当該研修協力施設、外國臨床研修病院が臨床研修を行つた場合にあつては臨床研修病院(研修協力施設と共にし)、修病院及び当該研修協力施設)及び当該外国臨床研修病院)の名称

四 臨床研修を開始し、及び中断した年月日
五 臨床研修を中断した理由
六 臨床研修を中断した時までの臨床研修の内容及び研修医の評価

号第三第四条十	項第二十二条十	項第二第一条十	号第一第五条十	号第一第四条十	条第十	五項第九	二項第九	一条第九	都道府県知事」と
する	開設者	事項を「次に掲げる」	開設者	届出	申請中である	届け出た ばならない	開設者を経由して	届け出なけれ ばならない	通知するものとする
第六条第三項 第二号に該当	所管大臣	「開設者」とあるのは 「所管大臣」と、「次に掲げる事項を」 を行うことが適当でないと認められる	所管大臣	通知	申し出ている	通知した	所管大臣を経由して 「届け出なければならない」とあるのは 「通知するものとする」と	「開設者」とあるのは 「所管大臣」と、「第四条第三項各号に掲げる書類」と 「所管大臣を経由して 「届け出なければならない」とあるのは 「通知するものとする」と	都道府県知事に通 するものとする」と

第三項第七項 第一及一条十	項第四第 三条十	項第四第 二条十	項第四第 一条十	号第三第 六条十	号第三第 五条十
理者 開設者又は管	申請 申請	申請書を 申請書を	開設者 開設者	申請書を都道 府県知事に提 出しなければ ならない	「届け出た」とあるの は「通知した」と、 「届出」とあるの は「通知」と読み替 えるものとする
管理者	申出 書面をもつて 提出しなけ ればならない	都道府県知事 に提出しなけ ればならない	所管大臣 のとする	書面をもつて都道府 県知事に申し出るも のとする	「届け出た」とあるの は「通知した」と、 「届出」とあるの は「通知」と読み替 えるものとする

第二十一一条 法第十六条の六第一項の規定に
（臨床研修を修了した旨の登録の申請）

- 3 入印紙をはらなければならぬ。

2 1 第二十二条 医師は、臨床研修修了登録証の書換交付申請

2 臣の指定する病院において臨床研修を修了した者に係る第一項の規定の適用については、同項中「臨床研修修了証及び医師免許証」とあるのは、「医師免許証及び必要な書類」とする。

(臨床研修修了登録証の書換交付申請)

3 第二十三条 医師は、臨床研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、臨床研修修了登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第二号による申請書に臨床研修修了登録証及び医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

(臨床研修修了登録証の再交付申請)

2 第二十三条 医師は、臨床研修修了登録証を破り、汚し、又は失つたときは、臨床研修修了登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第三号による申請書に医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、手数料の額に相当する収入印紙をはらなければならない。

4 臨床研修修了登録証を破り、又は汚した医師が第一項の申請をする場合には、申請書にその臨床研修修了登録証及び医師免許証の写しを添えなければならぬ。

5 医師は、臨床研修修了登録証の再交付を受けた後、失つた臨床研修修了登録証を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納しなければならない。

附 則

2 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、医療法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百四十一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に同法第四条の規定による改正前の医師法第十六条の二第一項の規定による指定を受けている病院が、同法附

則第一条第一号に掲げる規定の施行の際に医師免許を受けている者及び当該規定の施行前に医師免許の申請を行つた者であつて当該規定の施行後に医師免許を受けたものに対して臨床研修を行う場合には、適用しない。

第六条第一項第二号の規定（同条第二項第一号及び第三項第一号において引用する場合を含む。）は、平成二十一年三月三十日までの間は、適用しない。

臨床研修病院の管理者は、当分の間、研修医の募集を行おうとするときは、第十一条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 研修プログラムにおける労働時間を延長して労働させ、及び休日に労働させる時間に関する事項

二 研修プログラムにおける宿日直勤務に関する事項

附 則（平成一五年六月一二日厚生労働省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年二月八日厚生労働省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月一日厚生労働省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第八六号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年二月一日厚生労働省令第四九号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣は、この省令の施行後五年以内に、この省令による改正後の医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年四月二八日厚生労働省令第一〇五号）

この省令は、公布の日から施行する。

- 3 平成二十二年度に開始する研修プログラムに係る新省令第九条第一項の規定の適用については、同項中「四月三十日」とあるのは、「六月三十日」とする。

附 則（平成二八年六月一五日厚生労働省令）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（以下「旧臨床研修省令」という。）の規定によりされた指定等の处分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現に旧臨床研修省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後の医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（以下「新臨床研修省令」という。）の適用については、新臨床研修省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この省令の施行前に旧臨床研修省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新臨床研修省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対しても届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新臨床研修省令の規定を適用する。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年一月二五日厚生労働省令第二百〇八号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年一月一九日厚生労働省令第七号）抄
(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略

三 第七条の規定 令和五年四月一日
附 則（令和六年二月八日厚生労働省令第二六号）
この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号（第二十一条関係）

(注) 1 書道欄には、記入しないこと。
 2 故当する不勧文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かく書ではっきり記入すること。
 4 署名の大きさは、M4とすること。

様式第二号（第二十二条関係）

(注) 1 塗印欄には、記入しないこと。
 2 録用する不動文字を○で囲むこと。
 3 黒ボールペンを用い、かぎ書きではっきり記入すること。

様式第三号（第二十三条関係）

- 1 フルカクレで、丸にへじる。
- 2 被当する不動文字を○で囲むこと。
- 3 黒ボールペンで、小さい字ではっきり記入すること。
- 4 用紙の大きさは、A4とすること。